

平成 26 年 4 月 24 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント（意見提出手続）実施について

本所は、不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る「業務規程」等の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る「業務規程」等の一部改正について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年 5 月 8 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 26 年 5 月 8 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 26 年 5 月 8 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

## 不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る業務規程等の一部改正について

平成 26 年 4 月 24 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣旨

上場会社において、報道等により投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれのある情報（以下「不明確な情報」という。）が生じた場合には、その事実関係についての適時かつ適切な情報開示が求められるところですが、平成 24 年度の金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」にて、「上場会社においてより踏み込んだ情報開示が行われるよう検討すべき」との提言が行われたことが示すとおり、過去においては、投資者が必要とする情報が十分に開示されていなかった事例も存在しています。

既に本所では、より良い開示慣行の醸成に向けた実務上の取組みを進めていますが、不明確な情報については、発生の予測や事前の準備が困難であり、結果として適切な情報開示までに時間を要するケースや、直ちに開示できる情報が限定されるケースが生じることも避けられません。

また、本所では、上場会社において、不明確な情報が生じている場合等で、開示を速やかに行わない状況にある場合、投資者に当該状況を周知することを目的として、平成 11 年に「開示注意銘柄制度」を導入しています。しかしながら、当該制度については、その適用の要件が厳格であることに加え、実効性確保手段のひとつとして位置づけられていることもあって、機動的かつ柔軟な発動が困難であり、過去の適用事例も僅かとなっております。

そこで、不明確な情報が生じている場合等において、機動的かつ柔軟に、投資者に対して不明確な情報の存在を周知して注意喚起を行うため、現行の開示注意銘柄制度を、より機動的かつ柔軟に適用が可能な注意喚起制度に改め、不明確な情報が生じた場合における本所の対応に万全を期することとするため、業務規程等について所要の改正を行います。

## II. 概要

項目	内容	備考
開示注意銘柄制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・本所は、上場有価証券又はその発行者等に関し、必要があると認める場合には、投資者に対する注意喚起を行うことができるものとしします。</li> <li>・必要があると認める場合とは、次の a 又は b に掲げる場合をいうものとしします。<ul style="list-style-type: none"><li>a 投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、当該情報の内容が不明確である場合</li><li>b その他上場有価証券又はその発行者等の会社情報に関して、注意を要すると認める事情がある場合</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>※投資者に対する周知を目的とする制度である旨を明確にするため、見直し後の制度については、売買の停止と同様に市場運營業務と位置付けた上で、本所の業務規程に定めるものとしします。</li><li>・注意喚起は、会員への通知、報道機関への公表及び本所のホームページへの掲載等の方法により行います。</li><li>・注意喚起の対象となった有価証券が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、本所が必要と認めたときに、その信用取引残高を日々公表することができるものとしします。</li></ul>

## III. 施行日（予定）

- ・平成26年5月を目途に実施します。

以上